

## 鹿島市訓令甲第56号

### 鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスが農業経営に大きく影響を及ぼす中で、鹿島市内の農業生産活動に伴って大量に発生する農業生産資材廃棄物（農業用プラスチック及び農薬空容器等）の適正処理を推進するとともに、農業経営の経営負担を軽減すること目的とし、予算の範囲内において鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金（以下「交付金」という。）を支給することとし、その交付金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付対象者)

第2条 交付金の交付対象は、産業廃棄物処理業者と契約等を交わし、農業生産資材廃棄物の適切な処分を行う鹿島市内に住所を有する農業者及び事務所等の拠点を有する農業団体等とする。

#### (交付対象経費及び交付金の額)

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び交付金の額は、別表のとおりとする。

#### (交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 産業廃棄物処理業者との契約又は処理を依頼したことが確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めるときは、交付金の交付決定を行い、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定通知)

第6条 申請者は、事業の完了後、速やかに鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 複数の農業者で構成された農業団体等で交付を受ける場合は、交付の対象となる農業者の住所、氏名、処分量の内訳を明らかにした書類
- (2) 産業廃棄物処理業者へ適正な処分を依頼し、処分に要する経費が確認できる書類
- (3) 農業生産資材廃棄物の回収状況や産業廃棄物処理業者への引き渡しを確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の実績報告書の提出があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めるときは、交付金の額を確定し、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付額の確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 市長は、事業が完了したと認められる場合は、交付金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

(交付金の交付条件)

第8条 交付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。ただし、交付金の額に変更がない場合については、この限りでない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 交付金に係る証拠書類を整備し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 前項第2号又は3号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(変更交付決定通知)

第9条 市長は、第8条第2項の申請があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めるときは、交付金の変更交付決定を行い、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第10条 第6条第2項の規定による交付金の額の確定を受けた申請者は、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付請求書(様式第7号)を市長に提出して交付金を請求するものとする。

2 申請者は、第8条ただし書の規定による交付金の概算払の交付を受けようとするときは、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金返還請求書(様式第7号)により、交付金の返還を命令することができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第7条ただし書の規定により交付金を概算払で交付した場合において、概算払交付金の額が第6条第2項の規定により確定した交付金の額を超

えたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

別表（第3条関係）

| 交付対象者  | 交付対象経費  | 交付金の額  |
|--|---|--------|
| 産業廃棄物処理業者と契約等を交わし、農業生産資材廃棄物の適切な処分を行う鹿島市内に住所を有する農業者及び事務所等の拠点を有する農業団体等 | 農業生産活動に伴って発生した農業生産資材廃棄物（農業用プラスチック及び農薬空容器等）を産業廃棄物処理業者に依頼し、適正な処分を行うために必要な経費 | 予算の範囲内 |

様式第 1 号（第 4 条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付申請書

年 月 日

鹿島市長

様

申請者 住 所

氏名（団体名）

㊞

電話番号

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 交付金申請金額 | 円  |
| 交付金内訳   |  |
| 事業計画    |  |
| 添付書類    | (1) 産業廃棄物処理業者との契約又は処理を依頼したことが確認できる書類<br>(2) その他市長が必要と認める書類 |

様式第2号（第5条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付で申請のあった交付金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

|        |   |
|--------|---|
| 交付決定金額 | 円   |
| 交付条件   | (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。<br>(2) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。ただし、交付金の額に変更がない場合については、この限りでない。<br>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。<br>(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。<br>(5) 交付金に係る証拠書類を整備し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 |

様式第3号（第6条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金実績報告書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名（団体名） ⑩  
電話番号

年 月 日付け、第 号で交付決定通知を受けた鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金の交付対象となる事業が完了したので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

|       |   |
|-------|---|
|       | 円   |
| 交付金額  | (算出根拠) 交付決定額 円<br>交付済額 円<br>今回請求額 円   |
| 交付金内訳 |   |
| 添付書類  | (1) 複数の農業者で構成された農業団体等で交付を受ける場合は、交付の対象となる農業者の内訳を明らかにした書類<br>(2) 産業廃棄物処理業者へ適正な処分を依頼し、支払いを行ったことを確認できる書類<br>(3) 農業生産資材廃棄物の回収状況や業者への引き渡しが確認できる写真<br>(4) その他市長が必要と認める書類 |

様式第 4 号（第 6 条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付額の確定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付けで実績報告のあった交付金については、下記のとおり額を確定したので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

確定交付金額

円



様式第5号（第8条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金変更交付申請書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名（団体名） ⑩  
電話番号

年 月 日付 号で交付決定のあった鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金について、下記のとおり変更したいので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更する内容

|         |  |
|---------|--|
| 交付金申請金額 | 円                                      |
| 交付金内訳   |  |
| 事業内容    |  |
| 添付書類    | (1) 変更内容が確認できる書類<br>(2) その他市長が必要と認める書類 |

様式第6号（第9条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付で変更交付申請のあった交付金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

|        |   |
|--------|---|
| 交付決定金額 | 円   |
| 交付予定時期 | 年 月   |
| 交付条件   | (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。<br>(2) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。ただし、交付金の額に変更がない場合については、この限りでない。<br>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。<br>(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。<br>(5) 交付金に係る証拠書類を整備し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 |

様式第7号（第10条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付請求書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名（団体名） ⑩  
電話番号

年 月 日付け、第 号で額の確定通知を受けた鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金について、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

|        |       |  |              |    |
|--------|-------|--|--------------|----|
| 交付決定金額 |       | 円  |              |    |
| 交付請求金額 |       | 確定交付額 円                                  |              |    |
|        |       | 交付済額 円                                   |              |    |
|        |       | 今回請求額 円                                  |              |    |
| 振込先    | 金融機関名 | 農業協同組合・銀行・<br>信用金庫・信用組合・<br>労働金庫・信連・農林中金 |              | 種目 |
|        |       | 本店 支店                                    | 当座<br><br>普通 |    |
|        |       | 出張所 支所                                   |              |    |
|        | 口座番号  |  |              |    |
|        | 口座名義  | フリガナ                                     |              |    |
| 漢字     |       |  |              |    |

\* 債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

\* 振込口座が確認できる写しを添付

様式第8号（第10条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金概算払請求書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所  
氏名（団体名） ㊞  
電話番号

年 月 日付け、第 号で交付決定通知を受けた鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金について、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

|        |       |  |          |    |
|--------|-------|--|----------|----|
| 概算払請求額 |       | 円  |          |    |
|        |       | (算出根拠) 交付決定額 円                           |          |    |
|        |       | 交付済額 円                                   |          |    |
|        |       | 今回請求額 円                                  |          |    |
|        |       | 残 額 円                                    |          |    |
| 振込先    | 金融機関名 | 農業協同組合・銀行・<br>信用金庫・信用組合・<br>労働金庫・信連・農林中金 |          | 種目 |
|        |       | 本店 支店<br>出張所 支所                          | 当座<br>普通 |    |
|        | 口座番号  |  |          |    |
|        | 口座名義  | フリガナ                                     |          |    |
|        |       | 漢字                                       |          |    |

\* 債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

\* 振込口座が確認できる写しを添付

様式第9号（第11条関係）

鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付けで交付決定を行った交付金について、下記のとおり返還額を決定したので、鹿島市新型コロナ対策農業生産資材廃棄物処理費交付金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 請求金額  | 金 | 円 |
| (内 訳) |   |   |
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 交付済額  | 金 | 円 |
| 返還請求額 | 金 | 円 |
| 残 額   | 金 | 円 |

返納期限 年 月 日